

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年10月19日（平成27年（行情）諮問第618号）

答申日：平成29年2月27日（平成28年度（行情）答申第748号）

事件名：特定個人と特定労働局長との会話及び約束した調査の内容に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月日，特定時刻頃，特定個人と当時の三重労働局長との会話及び約束した調査の内容についての書類」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，三重労働局長（以下「処分庁」という。）が，平成27年7月3日付け三労開第27-5号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

この行政文書の請求の経緯の前後は，当時特定労働局特定職員Aを中心とした，特定部署Bが，「再就職のための職業訓練コース」という冊子を，何故か理由にならない理由で，ある意味求職者の目に届かないところに隠し，求職者の再就職の機会を妨害し続けたことから，私が抗議し，この年の特定月日を期限として，特定職員A若しくは当時の三重労働局長に対し，三重労働局としての回答を出すよう，要望したものである。電話としては，実はこの日以前にも何度かかけていたが，期限が近付いても，特定職員Aは，無視する態度をとり続けたので，やむを得ず私は，特定職員Aを担当者として断念し，三重労働局長の電話交渉に切り替え，当日三重労働局に電話をした。

私は，三重労働局長へ，直接かけることができる電話番号を知らず，まずは特定部署Cに電話をし，取り次ぐよう依頼したが，何故か二度も，特定職員Aに電話が回り，理由にならない理由での返事であったので，

電話を切った。三度目に、やっと、三重労働局長に繋ぐことができた。確か、特定時刻頃だったと記憶している。私は、胸をなで下ろした。

私は、労働局長にかけた事情を説明すると、労働局長は、どうやら何もこのことについて、連絡が事前に回っておらず、最初の返事として、何も知らなかったようだった。私はやむを得ず、時間にして約10分位かけて説明した。労働局長は、最後に了解し、「ぼちぼち調べて、連絡するわ」という、何ともそっけない返事で、口約束と判断できる三重労働局長の言葉をもらい、納得したことを記憶している。今思えば、いつまでに返事をもらえるのか、きちんとした約束をしなかったことを後悔している。

私は、クレームをつける目的で、ここに来た訳ではない。私の電話においての要望・報告から、三重労働局長が、どのような対応をしたのか、通話記録等を含め、ある意味、求職者の権利として、事実を知りたい。通話記録を調べれば、私と会話した記録はあるはずである。私は、労働局という組織を詳しくはわからないが、局員の日報など、電話の受信記録は、ある程度は記録として残されて当然であり、複数人間が受信していること、労働局長に対しては、長時間に及んだことから、メモすら出て来ないのは不自然であり、文書が存在しないのはおかしい。私は実は三重労働局長とは、現在この一回のみで、会ったことはないが、ある意味、労働局にとって苦情の内容であり、求職者に対して部下が、支援する組織が、妨害という、逆の行動をとっているのであるから、放置できる内容ではないはずである。この内容から労働局長自身が、対応した内容・人物について何も心に残るものはなく、何も残していないのは、人として常識を逸脱しており、異常である。自分の言動について、常に最高の責任を持つ立場である。これが、存在しないなら、労働局員の言動は、虚偽が当然で、信用できないということであろうか。この結果が、組織を代表し、頂点に立つ人の言動とは、とても思えない。そもそも、私が話しをした時点で、労働局長は、拒否も可能であり、表明もできたはずである。強要する態度は、とっていない。そもそも労働局は、求職者を支援する組織ではないのか。

(2) 意見書

この決定は、私は、求職者・受講生の立場を代表し、非常に不可思議であり、不服である。

まず、経緯から説明すると、当時の三重労働局特定職員Aは、特定年の特定季節頃に、「再就職のための職業訓練コース」の冊子を三重労働局の関連組織・機関及びこの冊子を作成した三重県側に対し、「求職者の目に届く場所に置かない」と指示を出した。私は、この頃会った三重県職員が、非常に困惑していたのを覚えている。おかしいなと思った私

は、特定月半ばに事情を聞くため、三重労働局を訪れた。ここで説明を受けた特定職員Aに、私は最初に挨拶し、特定職員Aの名刺をもらったが、特定職員Aの肩書きを見て驚いた。「特定部署」の人物特定職員Aが、求職者を支援しないどころか、「妨害」である情報の隠蔽を関係各所に指示し、行っているのであった。「再就職のための職業訓練コース」の冊子の件の理由を尋ねると、再三にわたり「置く場所がないから、置けない」と、理由にならない理由を豪語し続けたので、会話は続かず、終了した。私は、特定職員Aに失望し、この事実・経過を厚生労働省に対し、特定職員Aとの仲介を依頼した。また、当時の三重労働局長にこの事実を報告し、求職者に対して、「再就職のための職業訓練コース」の冊子を公表・紹介する形での救済を求め、特定職員Aに対しての説得を依頼しようと考えた。私はこれ以外にも、三重労働局特定部署Dに対し、紙面による現状報告を前後に何度か行っており、当時特定職員Eから、「局長に見てもらう」口約束を得ている。この会話以前に、三重労働局長は、これまでの経緯、立場上全て知っているはずである。この他にも世話になっている報道機関等や、特定行政評価事務所など専門家に何度か事情説明した。だが何処へ行っても、三重労働局の姿勢・判断に理解を示す人物・組織は、今現在誰もいない。三重行政評価事務所は、三重労働局に対し、申し入れを行っている。総務省側も、私の意見に賛同している。今回、争点となった、特定年月日特定時刻頃から、私は再度、「再就職のための職業訓練コース」の冊子の件、関係する特定部署Aの判断・対応の件について、労働局長に対し、10分程度、陳情・調査の依頼・改善提案などを行った。当日、労働局長は、私の陳情を想像したよりは謙虚な姿勢で聞いた。最後の会話で局長との約束の言葉が、「ぼちぼち調べて連絡するわ」で終了したが、これも、隠蔽の対象となっていた。簡易的な説明・記述では、「三重労働局長は、特定年月日、特定時刻頃、外部の人物と電話で会談を行った」という程度の内容になるかと思う。

諮問庁は、今回、法を適用し、不開示決定を行った。では、諮問庁は、法5条1号イないしハにどうして該当しないのか。諮問庁は、法9条2項・法5条1号・法8条を提示しているが、法律以前の問題として前述から、特定部署Bの特定職員Aは、職務に反し、求職者を「妨害」し、労働局長は、特定職員Aを支持し、協力した訳で、彼らは、過失などから、こうなった訳ではなく、意図的に行った訳である。これは、職務不履行であり、求職者・受講生に対する裏切りであり、侮辱である。局内には人権意識を持って、組織や企業に対し、「パワハラやセクハラは、いけませんよ」と啓発する組織を抱えているとは、思えない。これは、事実上「犯罪」ではないか。例として、例えるならば、警察官の任務の

ひとつに、国民の人命や金品などの財産を守る職務がある。この場合、警察官若しくは警察官の立場を装った人物が、国民に対して、立場上から相手である国民を信用させ、人命や金品などの財産を奪っているのに等しい。三重労働局というより国家及び国家機関は、当然ながら求職者や受講生を含めた国民の人命や人生を守らなくてはならない、憲法は最低限、文化的な生活の保障を認めている。彼らを危険な目に遭わせてはいけないはずである。ふざけた内容は一切ないのに、会談内容・電話の受信記録も含め、行政文書として残していない、存在しないとなると、私の陳情経緯・内容は、世間に公表できないものばかりとも思えず、利用者の立場の人の意見を聞くこと・聞いたことが、記録として残さない理由は、何なのか。これは、求職者・受講生の人命・人生に係ることである。三重労働局と特定ハローワークには、それぞれ、ご意見箱が設置されており、利用者が専用の用紙に要件を書いて、投函できるが（添付書類2枚。添付省略）、内容によっては、苦情や都合の悪い情報もある。そうすると、どうやらこの紙面も行政文書であり、記録は残していない、投函者の問い合わせ・結果にも答えない・要件は存在しない、ということか。これは卑怯であり、異常としか思えない。労働局長・特定職員Aは、どのような日報を書いているのか気になる。記録を残さない・残せないこと自体、職務の怠慢であり、先日、逮捕者が出た、諮問庁職員の事件を思い出す。国民の税金で成り立っている組織は、原則特別な場合を除き、国民に対し「説明責任」が存在し、これができて当然だと思う。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、処分庁においては、本件対象行政文書が存在しないとして、法9条2項の規定に基づく不開示決定を行ったものであるが、諮問庁としては、本件対象行政文書は、本来であれば、その存否を答えるだけで、法5条1号に掲げる不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、当該行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することが適当であると判断した。

しかしながら、本件の場合、既に本件対象行政文書が存在しないことを明らかにした上で不開示決定を行っており、改めて原処分を取り消して法8条の規定を適用する意味はなく、原処分は結論において妥当である。

2 理由

(1) 本件対象行政文書について

本件対象行政文書については、仮に存在するとすれば、特定個人が特定年月日、時刻に、特定労働局長に対し相談を行った記録及び当該相談において実施を約束したとする調査の記録である。

(2) 不開示情報該当性について

本件開示請求は、個人を特定して行われていることから、本件対象行政文書の存否を明らかにするだけで、当該特定個人が特定労働局長に相談を行い、調査を求めたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）が明らかになるものである。

当該存否情報は、法5条1号に規定する個人に関する情報であって特定個人を識別できる情報であり、こうした事実の有無は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書きイに該当せず、かつ口、ハに該当する事情もない。

よって、本件対象行政文書の存否を答えることは、法5条1号に掲げる不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべき事案に該当するものであったと考えるが、本件の場合、既に、処分庁が、本件対象行政文書が存在しないことを明らかにした上で不開示決定を行っており、改めて当該原処分を取り消して法第8条の規定を適用する意味はなく、原処分は結論において妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「局員の日報など、電話の受信記録は、ある程度は記録として残されて当然であり、複数人間が受信していること、労働局長に対しては、長時間に及んだことから、メモすら出て来ないのは、不自然であり文書が存在しないのはおかしいと、存じます。」等を主張するが、上記(2)のとおり、本件は、本来、法8条の規定に基づき存否応答拒否を行うべき事案であり、原処分は結論において妥当であるため、請求者の主張は失当である。

なお、請求人が審査請求書において種々記載する事項のうち、原処分に係る審査請求の対象とならない事項については、特段の対応は行わない。

3 結論

以上のとおり、原処分は結論において妥当であるため、これを維持し、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ①平成27年10月19日 | 諮問の受理 |
| ②同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③同年11月6日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④平成29年2月23日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「特定年月日、特定時刻頃、特定個人と当時の三重労働局長との会話及び約束した調査の内容についての書類」の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書はこれを保有していないため、法9条2項に基づき、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、本件対象文書については、その存否を答えるだけで法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、本来であれば、法8条の規定に基づきその存否を明らかにせず不開示とすべきであるが、原処分において本件対象文書が存在しないことを明らかにして不開示としているところ、原処分を取り消し、同条の規定を適用する意味はないことから、原処分は結論において妥当であるとしているので、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

(1) 本件対象文書は、上記1のとおりであるところ、その存否を明らかにすると、特定年月日、特定時刻頃、特定個人が当時の三重労働局長と会話したこと等、特定個人について事実の有無（本件存否情報）を明らかにすることになるものと認められる。

(2) 本件存否情報は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

また、本件存否情報は、同号ただし書イに規定する慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当しないものと認められる。さらに、同号ただし書ロに規定する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当するとは認められず、同号ただし書ハにも該当しない。

(3) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

しかしながら、本件の場合、処分庁は、本件対象文書について、不存在のため不開示としており、原処分を取り消して改めて法8条の規定を適用する意味はないことから、原処分は結論において妥当である。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記の結論を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁がその存否を答えるだけで開示すること

となる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったとしていることについては、当該情報は同号に該当すると認められるので、その全部を不開示とした決定は、結論において妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子